

# 第2次みやま市行政改革大綱

平成25年度～平成29年度

みやま市





## 目 次

- I 大綱の策定にあたって
- II 第 1 次行政改革の実施状況
- III 改革の基本的な方針
- IV 実施期間、進捗管理及び実施検証
- V 行革の具体的方策

## I 大綱の策定にあたって

平成 25 年度地方財政対策の概要（平成 25 年 1 月 29 日総務省財政局）では、一般財源総額を平成 24 年度と同水準としており、地方交付税についても、地方公務員給与を 7 月から減らすことを前提に対前年度比▲2.2%の 17 兆 624 億円としており、ほぼ前年並みの水準となっています。しかし、国及び地方の長期債務残高が 977 兆円（平成 25 年度末見込み）に達するなど、我が国の財政状況が他の先進諸国と比較しても大きく悪化し、高齢化に伴う年金・医療等に係る経費の増大も相まって、地方の安定的な行財政運営に必要な地方交付税の確保については、今後とも厳しい状況が予想されます。

昨年 11 月の衆議院解散以来、安部政権による金融緩和期待の高まりを受けて急激な円高是正の動きが見られるものの、国内産業の空洞化の進行や、資源エネルギー価格の高止まりや発電のための燃料輸入増加等、貿易収支の黒字転換は難しい状況が続いています。

一方、少子高齢化や人口減少が世界的にも前例のないスピードで進行する中、労働力の不足や国内需要の低下により、財政・社会保障制度をはじめとした既存の経済・社会システムの持続性にも懸念が生じるなど、多方面に影響を及ぼしつつあります。

本市においては、少子化による自然減と、転入者の減少及び転出者の増加による転出超過が進み、人口の減少が急速に進行しています。合併時からの人口は毎年 500 人程度減少し、特に、年少人口と 20 歳代・30 歳代の若手中堅世代の社会減が深刻な問題となっています。また、少子高齢化の進展に伴い、高齢化率についても、30%を超える状況にあります。

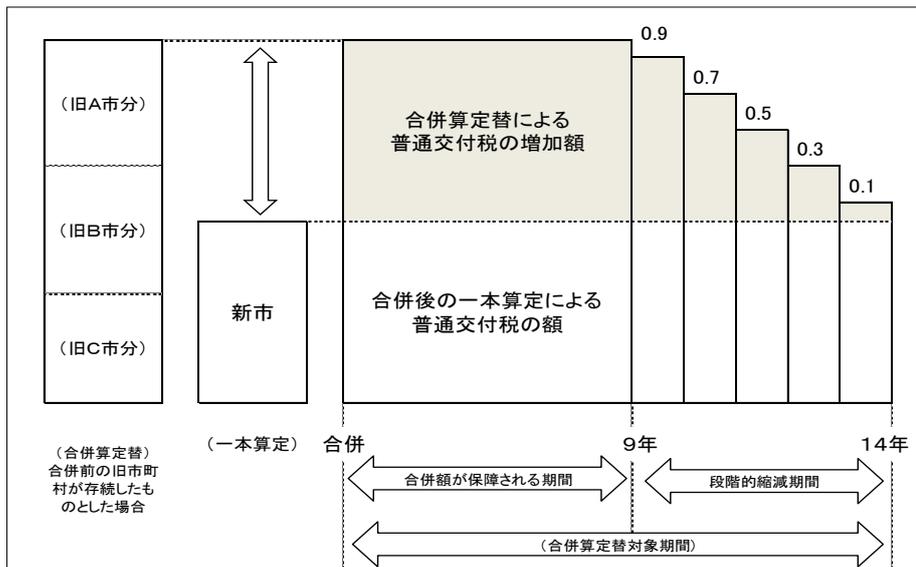
人口減少と少子高齢化は、生産年齢人口の減少をもたらす一方で、市税収入の減少や扶助費の増加による財政の圧迫など深刻な影響をもたらします。

また、平成 28 年度から合併算定替<sup>\*</sup>によるメリットが段階的に削減され、平成 33 年度に一本算定となる地方交付税の大幅な減額等、今後とも厳しい財政状

況が予想されます。

今後とも、持続可能な財政運営を維持するために、引き続き行政改革を推進し、必要な財源を捻出しながら、企業誘致による雇用創出や少子高齢・人口減少対策としての定住化施策等、本市がかかえる諸課題に対応した政策を展開するとともに、より質の高いサービスを実現のために、行政だけの取り組みでは限界があるものについては、市民協働の視点に立った政策運営を進める必要があります。

### 普通交付税合併算定替の推移（イメージ）



本市は、これまで平成20年度から平成24年度までの5年間を実施期間とした第1次行政改革大綱を策定し、「市民視点の導入と協働の推進」「行政システムの簡素・効率化」「人件費の抑制」「職員の資質向上と人材育成」「財政の健全化」「公共施設の適正配置と管理運営」を改革の基本項目として掲げ、積極的な行政改革を推進してきたところです。

第2次行政改革大綱は、この第1次行政改革大綱の後継であり、今後の本市の行政改革の指針となるものです。

※ 合併算定替（普通交付税の算定における合併の特例）

合併が行われた場合、スケールメリットにより様々な経費の削減節約が可能となりますので、一般的には普通交付税の額も減少します。しかしながら、これらの合併による経費の節減は、合併後直ちに実施できないものもあるため、合併前の市町村がそのまま存在するものとして計算し、一定期間、普通交付税の額を保障するものです。本市では、合併年度とそれに続く9年間、普通交付税を保障し、その後、5年間で通減されます。

本大綱策定にあたっては、平成24年7月から、庁内組織のみやま市行政改革推進本部において、平成25年度以降の新たな行政改革について検討し、行政改革素案としてとりまとめました。同年11月、見識者や市民代表で構成するみやま市行政改革推進委員会に対し、第2次行政改革試案として諮問しました。

同委員会では、計6回の会議を開催し、今後本市の行財政を見据えた様々な視点から、慎重な審議が重ねられ、平成25年1月に答申をいただきました。

本市は、この答申及びパブリック・コメントによる市民の意見を踏まえて、平成25年度から向こう5カ年度で取り組む「第2次みやま市行政改革大綱」を策定するものです。

この大綱に基づき、具体的な実施の指針となる「第2次みやま市行政改革実施計画」を併せて策定し、進捗管理・検証を行いながら、改革を着実に推進するとともに、職員の意識改革を進めていきます。

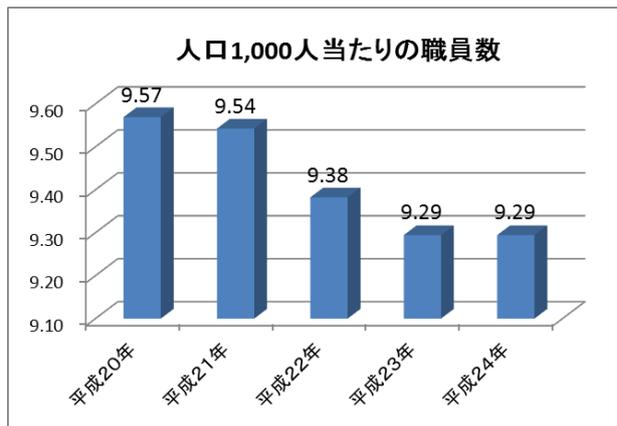
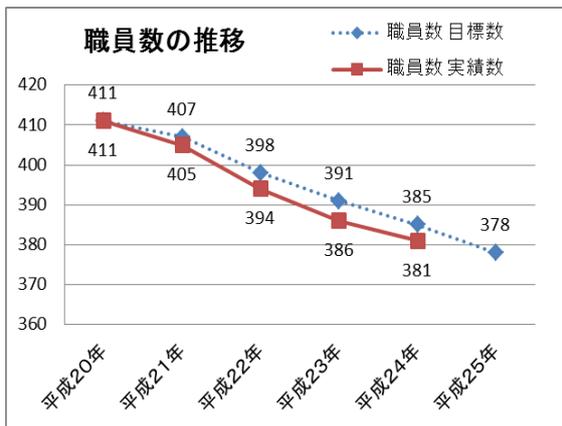
## Ⅱ 第1次行政改革の実施状況

第1次行政改革では、合併効果を最大限に生かし、行財政改革を推進してきました。

特に組織機構の見直し、定員適正化計画の推進及び健全な財政運営に向けた取り組みを精力的に行いました。

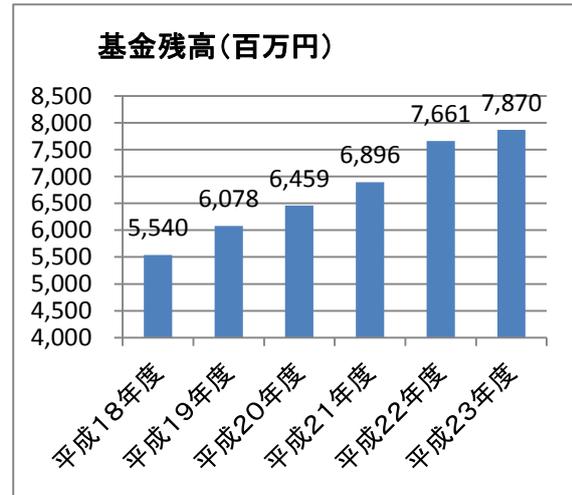
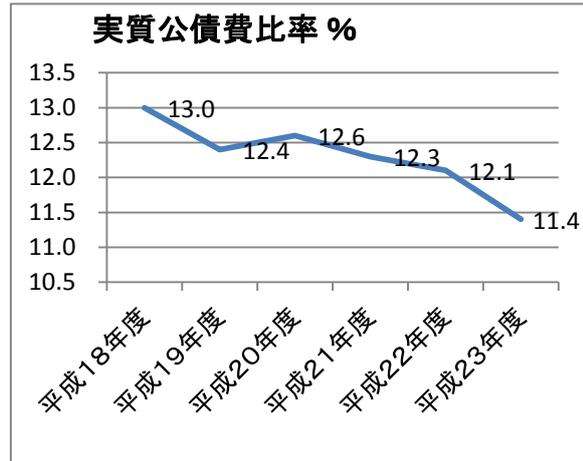
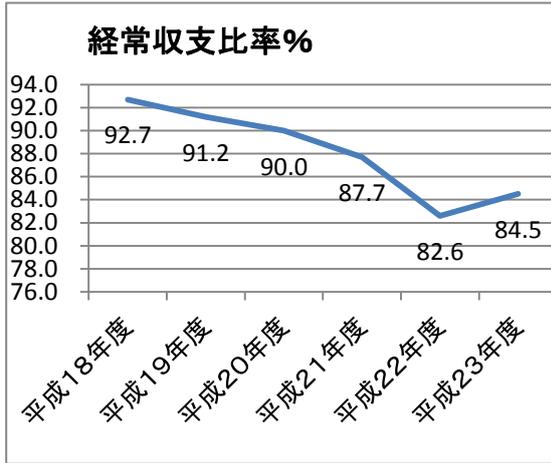
### 1 定員管理に関すること

組織の活性化については、定員適正化計画に基づき、組織機構・事務事業の見直しを行いながら、適正な人員配置を進めるとともに、退職者の不補充や新規採用の抑制等を行いました。平成19年4月から平成24年4月までに35人を削減し、平成25年4月1日の目標職員数378人に向けて着実な削減数で推移しています。



2 財政の健全化に関すること

財政の健全化については、一括契約の推進等による物件費の節減に努めるとともに、未利用財産の売却や有料広告収入、施設使用料の見直し等新たな財源の確保を図り、**経常収支比率\***、**実質公債費比率\***等の財政指標の改善を行いました。また、地方債残高を削減するとともに基金の上積みを行ってきました。



※ 経常収支比率

税収等の経常的な一般財源の何%が、人件費、扶助費、公債費等の経常的な経費に充てられているかを示すもので、財政構造の弾力性を判断する指標となります。値が低いほど、懐に余裕があり、独自の政策のために使うことができることとなります。

※ 実質公債費比率

公債費等の財政負担の程度を客観的に示す指標として、実質的な公債費に費やした一般財源の額が、標準財政規模に占める割合を表します。

### Ⅲ 改革の基本的な方針

第2次みやま市行政改革大綱においては、市を取り巻く現下の環境・課題に的確に対応しつつ、必要なサービスを効果的・効率的に提供するため、また地方交付税の合併算定替の終了に伴う一般財源の減少に対応するための、行財政改革の取り組みが重要となってきます。

第1次の行政改革方針を継承・発展させ、集中的に行政改革に取り組むための「改革の基本方針」は次の3項目とします。

#### 1 市民が主役となる協働のまちづくり

質の高い行政サービスを実現するためには、行政主体の取り組みでは限界があります。市民目線に立った行政サービスをさらに推進するとともに、市民と行政が共通の認識や目的を共有できるよう、積極的に行政情報を発信し、市民と行政が多種多様な行政課題に協働で取り組む「市民協働のまちづくり」を推進します。

#### 2 スリムでスピーディーな行政機構の確立

限られた財源と人員の中で、業務の民営化・民間委託化並びに指定管理者制度の導入等による効率的な組織・機構の見直しにより、さらなる組織のスリム化を図るとともに、行政課題や政策課題等の懸案事項について、計画性を持った事業の展開と進捗管理を組織内で共有化する体制を構築し、市民ニーズにスピーディーに対応するための効果的・効率的な行政機構の確立を目指します。

#### 3 持続可能な財政基盤の確立

健全な財政基盤を確立するために、中長期的な財政計画の下、身の丈に合った予算編成へと発想を転換する必要があります。職員一人ひとりが経営感覚をもって、行政評価制度を最大限に活用しつつ、経費の節減や費用対効果を常に念頭に置いた予算編成・財政運営を進め、持続可能な財政基盤の確立を目指します。

#### IV 実施期間、進捗管理及び実施検証

- 1 計画期間は、平成25年度から平成29年度までの5年間とし、本大綱に示した取り組みを具体的かつ着実に実施していくために、実施計画を策定し計画的な推進を図ります。
- 2 行政改革大綱及び実施計画の進捗状況を把握し、その結果を広報紙やホームページに掲載し、市民にお知らせします。
- 3 行政改革の推進にあたっては、庁内組織である「行政改革推進本部」を中心に、全庁一体となって推進します。

## V 行政改革の基本的方策

今後予想される、厳しい財政状況など改革の背景を受けて、基本方針に基づく改革の基本項目は次の5項目とします。

(改革の基本項目)

- 1 市民参加型行政の推進
- 2 人材育成及び行政サービスの向上
- 3 定員及び給与の適正管理
- 4 効率的な行政システムの実現
- 5 健全な財政運営

### 1 市民参加型行政の推進

(1) 市民協働によるまちづくり

#### ① 自主防災組織の育成と連携推進

東日本大震災や九州北部豪雨災害等を受け、各地域で住民が連携して災害に備える自主防災組織の重要性が高まっています。災害時における迅速な防災体制の確立及び防災意識を高めるための自主防災組織の育成を図るとともに、要援護者避難支援を含めた避難体制の整備をめざします。

#### ② 市民協働によるまちづくり制度の推進

市民協働によるまちづくりを推進するために、自治組織やNPO団体等の市民団体の育成を図るとともに、「市民協働によるまちづくり制度」を創設し、地域課題解決に取り組む市民団体・活動の支援を図ります。

## (2) 市民参画の推進

### ① 積極的な情報公開と市民参画の推進

市の政策や動向に関する情報を広報紙・ホームページ等により、積極的に公開し、市民との情報の共有化を図ります。

また、市民志向の把握や意見を市政に反映させるため、市民アンケートやパブリック・コメント制度、ワークショップの手法等を積極的に活用し、市民参加型の行政を推進します。

### ② 委員公募制の推進

市の施策の方向性の決定や審査等を行う委員会や審議会等において、市民の幅広い意見を市政に反映させるために、委員の一部を市民から募集する委員公募制の制度化を図ります。

### ③ 積極的な女性委員の登用

男性に偏りがちな、審議会委員等の登用について、男女共同参画社会の実現や、幅広い市民の参画を進める観点からも、女性委員の積極的登用を図ります。

### ④ 委員重複採用の見直し

重複委員の業務荷重の軽減を図るとともに、一人でも多くの市民の意見を市政へ反映させるために、審議会・委員会等への委員選出組織の固定化を見直すとともに、委員の重複登用の解消を図ります。

## 2 人材育成及び行政サービスの向上

### (1) 職員の意識改革と能力開発

#### ① みやま市人材育成基本方針の推進

みやま市人材育成基本方針に基づき、その能力と意欲を最大限に発揮し、将来のみやま市を担い上げる職員の育成を目指します。また、他団体への派遣や専門研修への積極的な参加により、職員の意識改革や能力・資質向上を図ります。

② 職員の自主的な市民活動への参加

市民協働のまちづくりを担う市民の一員として、市民活動や地域活動の場への職員の積極的参加を促すとともに、職員の実践力養成を図ります。

(2) 市民サービスの向上

① 利便性の高い窓口業務の推進

市民サービスの向上を図るため、時間外・休日の庁舎窓口開設を検討するとともに、ワンストップ行政サービス※の研究を進めます。

② 電子自治体の推進

光ファイバー網による情報通信基盤の整備に伴い、電子自治体の推進と高度情報化へ対応したまちづくりを推進します。

③ 福祉バスの利便性強化、運用改善

高齢者や障がい者等の交通弱者対策として、利便性の強化を図るとともに、市民の移動手段に資するため、コミュニティバス※やデマンド交通※の検討を行います。

④ あいさつ運動の取り組みの推進

「あいさつ日本一宣言都市」職員として、市民目線に立ったより親切・丁寧な対応に向け接遇能力の向上を図ります。

---

※ ワンストップ行政サービス

ワンストップサービス的一种で、行政上の一連の手続きを 1 回の手続き、あるいは 1 箇所の窓口で完了させることができる行政サービスです。

※ コミュニティバス

交通空白地域・不便地域の解消等を図るため、市町村等が主体的に計画し運行するものです。

※ デマンド交通

定時・定路線のバス運行に対して、電話予約など利用者のニーズに応じて柔軟な運行を行う公共交通の一つの形態です。

### 3 定員及び給与の適正管理

#### (1) 定員管理の適正化

##### ① 定員適正化計画に基づく定員管理

行政課題や社会情勢の変化に的確に対応し、持続可能で安定した公共サービスを維持していく観点から、中長期的な視点に立った計画的な人員を確保するとともに、組織機能や事務事業の見直し等による職員数の適正化を図ります。

#### (2) 給与の適正化

##### ① 給与等の適正化

職員給与については、国の制度に準拠した運用による給与及び手当等の適正化に努めます。

### 4 効率的な行政システムの実現

#### (1) 組織の活性化

##### ① 組織・機構の見直し

多種多様な市民ニーズ及び行政課題の解決のために、組織・機構を見直し、市民に便利でわかりやすい行政機構を目指します。

#### (2) 事務事業の見直しと効率化

##### ① 行政評価システムの改善運用

行政評価システムを積極的に活用し、徹底した分析により課題を明確化し、PDCAサイクルの確立を通して着実に成果を向上させる仕組みの構築を目指します。

##### ② 各種団体への事務移管、育成指導

市が行っている団体の事務等（外郭団体の事務局、実行委員会事務局）について、行政が行うべきこと、市民が行うべきことを整理し、団体の自

立育成を行いながら、市の関与を可能な限り縮小し、各種団体の自立を図ります。

③ 業務の民営化、民間委託の検討

現在行っている業務委託について、より効率的・効果的運用への見直しを進めます。また、民間の専門性や効率性が生かされる業務については、引き続き、市民サービスへの影響、費用対効果等を十分に検討し、民間委託化を進めます。

④ 指定管理者制度<sup>※</sup>の活用検討

公共施設の運営について管理経費の維持・節減を図りながら、民間事業者のノウハウを活用することにより、市民の様々なニーズに効果的・効率に対応し、市民サービスの質を向上させるために、指定管理者制度の導入を推進します。

⑤ 外郭団体等の運営改善

外郭団体など行政が支援を行っている団体について、自主的・自立的運営に向けた経営体質を強化し、事務の効率化を図るための協議を進めます。

⑥ 効果的な広域行政の推進

限られた人員、財源の中で、多様化する市民ニーズに対応するために、各種施設の共同・相互利用やサービスの広域化等、広域的な政策展開について関係市町と連携し、できるものから推進に努めます。

---

※ 指定管理者制度

それまで地方公共団体や外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO法人・市民グループなどに包括的に代行させることができる制度です。

## 5 健全な財政運営

### (1) 補助金の見直し

#### ① 補助金のあり方検討

市補助金については、効果的・効率的かつ適正な運用を図るため、事業の効果性、団体等の的確性、補助対象経費の明確化、補助金の適正化等補助金のあり方について検討を行います。

### (2) 適正な物件費の実現

#### ① 物件費の節減

消耗品の一括購入、公用車の削減、職員ひとり一人がコスト意識を念頭に置いた予算執行を行う等、物件費の全般的な節減に取り組みます。

### (3) 身の丈に合った予算の実現

#### ① 事業の選択と重点化

市民ニーズを的確に把握し、限られた財源の中で行政サービスを提供するために、「あれもこれも」ではなく「あれかこれか」という「選択と集中」の考え方に立ち、費用対効果を重視した行財政運営を図ります。

#### ② 予算の**枠配分方式**\*の検討

今後予想される歳入の減少に対応するために、一件審査による予算編成方式から、歳入の範囲内で施策や組織ごとに予算を配分する枠配分方式への転換について検討を行います。

### (4) 自主財源の確保

#### ① 有料広告物、手数料の見直し

ホームページや広報紙への有料広告掲載に加え、公用車や水道検針票等への掲載等新たな有料広告を検討します。また、各種証明書の手数料や一般廃棄物の処理手数料の見直し等を検討します。

② 未利用市有財産の有効活用

長期に利用の見込のない普通財産については売却処分や貸付等を行い、必要な公共施設については有効活用を図ります。

③ 税・使用料等の収納率の向上及び滞納整理の強化

市の重要な自主財源である市税等については、期限内納付の推進・納税意識の啓発を行うとともに、滞納整理の強化を進めます。保育料や各種使用料等についても、公平性の観点から収納率の向上に努めます。

④ 入札及び契約方法の見直し

条件付き一般競争入札<sup>※</sup>及び工事成績評定制度<sup>※</sup>の本格実施により、入札・契約手続き制度のより一層の公平性、公共性、透明性、競争性の確保を図ります。

(5) 公営企業の健全化

① 上水道の普及促進

みやま市水道ビジョンに基づき、持続可能な水道事業を構築するために、上水道の普及PRや配管網の計画的な整備促進により普及率の向上に努めます。

② 下水道の普及促進

独立採算の見地から、事業経営の健全化を図るため、公共下水道、農業集落排水事業の排水処理区域の未接続世帯及び生活排水処理事業区域の水洗化を促進します。

---

※ 枠配分方式

各部課に対して事前に予算枠を配分し、その枠の中で各部課が見積もりをした額をそのまま予算化することです。原則として財政課による調整は行いません。

※ 条件付き一般競争入札

不良不適格業者の排除や工事の品質確保の観点から入札参加資格に一定の条件を付した上で、当該条件を満たす入札参加希望者に競争させ落札者を決定する方法です。

※ 工事成績評定制度

市が発注する建設工事について、厳正かつ的確な評価を行い、建設業者の適正な選定及び指導育成を目的とする制度です。



# 第2次みやま市行政改革実施計画

平成25年度～平成29年度



## 第2次みやま市行政改革実施計画

事業分類	番号	ページ
第1章 市民参加型行政の推進		
1 市民協働によるまちづくり		
(1) 自主防災組織の育成と連携推進	1	18
(2) 市民協働によるまちづくり制度の推進	2	
2 市民参画の推進		
(1) 積極的な情報公開と市民参画の推進	3	19
(2) 委員公募制の推進	4	
(3) 積極的な女性委員の登用	5	20
(4) 委員重複採用の見直し	6	
第2章 人材育成及び行政サービスの向上		
1 職員の意識改革と能力開発		
(1) みやま市人材育成基本方針の推進	7	21
(2) 職員の自主的な市民活動への参加	8	
2 市民サービスの向上		
(1) 利便性の高い窓口業務の推進	9	22
(2) 電子自治体の推進	10	
(3) 福祉バスの利便性強化、運用改善	11	23
(4) あいさつ運動の取り組みの推進	12	
第3章 定員及び給与の適正管理		
1 定員管理の適正化		
(1) 定員適正化計画に基づく定員管理	13	24
2 給与の適正化		
(1) 給与等の適正化	14	
第4章 効率的な行政システムの実現		
1 組織の活性化		
(1) 組織・機構の見直し	15	25
2 事務事業の見直しと効率化		
(1) 行政評価システムの改善運用	16	26
(2) 各種団体への事務移管、育成指導	17	
(3) 業務の民営化、民間委託の検討	18	
(4) 指定管理者制度の活用検討	19	
(5) 外郭団体等の運営改善	20	
(6) 効果的な広域行政の推進	21	
第5章 健全な財政運営		
1 補助金の見直し		
(1) 補助金のあり方検討	22	28
2 適正な物件費の実現		
(1) 物件費の節減	23	
3 身の丈に合った予算の実現		
(1) 事業の選択と重点化	24	29
(2) 予算の枠配分方式の検討	25	
4 自主財源の確保		
(1) 有料広告物、手数料の見直し	26	30
(2) 未利用市有財産の有効活用	27	
(3) 税・使用料等の収納率の向上及び滞納整理の強化	28	
(4) 入札及び契約方法の見直し	29	
5 公営企業等の健全化		
(1) 上水道の普及促進	30	31
(2) 下水道の普及促進	31	

# 第1章 市民参加型行政の推進

## 1 市民協働によるまちづくり

項目名	(1)自主防災組織の育成と連携推進					番号	1
推進課等	総務課、福祉事務所、介護健康課						
現状と課題	<p>超高齢社会が本格化する中で、地域における共助のまちづくり、市民協働によるまちづくりが必要となっており、特に、東日本大震災や7月の九州北部豪雨災害等を受け、その必要性はますます高まっている。</p> <p>H23年度市内18か所(行政区)に自主防災組織を設立し、避難訓練や防災資機材の配布などを行っているが、まだまだ住民意識の盛り上がりには至っていない。</p> <p>また、自主防災組織など地域で助け合う組織の育成と連携において、災害時要援護者支援についても併せて取り組む必要がある。</p>						
計画内容	<p>①市内自主防災組織を毎年10カ所程度設立し、災害に強いまちづくりを目指す。</p> <p>②毎年、1団体以上の自主防災組織による避難訓練の実施を行う。</p> <p>③地域福祉計画による災害時要援護者登録制度の推進を図る。</p> <p>④有事や大規模災害情報を市民に迅速かつ的確に伝えるための防災行政無線の難聴区域の解消を図る。</p>						
項目	H25	H26	H27	H28	H29		
①市内自主防災組織の組織化(概ね年10カ所)	随時実施	⇒	⇒	⇒	⇒		
②避難訓練の実施(年1カ所以上)	随時実施	⇒	⇒	⇒	⇒		
③災害時要援護者登録の推進	随時実施	⇒	⇒	⇒	⇒		
④防災行政無線の難聴区域の解消	随時実施	⇒	⇒	⇒	⇒		

項目名	(2)市民協働によるまちづくり制度の推進					番号	2
推進課等	社会教育課、企画財政課、関係各課						
現状と課題	<p>近年の社会環境の変化、市民ニーズの多様化等により、日常の地域社会では様々な地域課題が発生している。</p> <p>地域課題の解決や地域資源を活かしたまちづくりのためには、地縁団体・市民団体やNPO等の公益的な活動及びそれを支援する制度が必要である。</p> <p>現在市内では4校区(水上、南、清水、本郷)でまちづくり協議会設立によるまちづくりの取組みがされている。</p>						
計画内容	<p>①先進の4まちづくり協議会の検証を行うとともに、全市への拡大に向け、検討を行う。</p> <p>②「市民協働によるまちづくり制度」を創設し、地域課題解決に取り組む市民団体を支援する。</p>						
項目	H25	H26	H27	H28	H29		
①まちづくり協議会の検証、検討	検証・検討	⇒					
②「市民協働によるまちづくり制度」の推進	ニーズ調査	制度検討	実施	⇒	⇒		

## 2 市民参画の推進

項目名	(1)積極的な情報公開と市民参画の推進				番号	3
推進課等	秘書広報課、関係各課					
現状と課題	<p>現在、給与・定員管理、財政状況や各種基本計画、入札関連情報や行政評価・行政改革の実施状況、議会のインターネット中継など、広報紙やホームページによる公開を実施している。平成24年11月1日の光ブロードバンドサービス利用の開始に伴い、情報ツールとしての、インターネット利用者の増が見込まれる。</p> <p>さらに、広報紙、ホームページにより市への意見募集を行い、多くの市民の方からご意見をいただき、意見・提案の一部を市政の改善策として反映している。</p> <p>また、地域課題の整理や計画の立案過程で、ワークショップやパブリック・コメント制度を導入し、市民の意見を反映させている。</p> <p>今後、市民協働を推進する上で、さらなる情報公開と市民参画型行政を推進必要がある。</p>					
計画内容	<p>①市政に関する必要な情報を積極的に公開し、市民との情報の共有化を進め、行政運営への市民の関心を高める。</p> <p>②市民生活に深く係わる制度や政策の決定過程において、市民アンケートやパブリック・コメント制度、ワークショップの手法等を積極的に活用し、政策形成過程や事業実施等における市民の参画機会を確保・推進する。</p>					
	項目	H25	H26	H27	H28	H29
①積極的な情報の公開	随時実施	⇒	⇒	⇒	⇒	
②市民参画機会の確保・推進	随時実施	⇒	⇒	⇒	⇒	

項目名	(2)委員公募制の推進				番号	4
推進課等	関係各課					
現状と課題	<p>委員会や審議会の委員の選考にあたっては、市の外郭団体や限られた民間団体から推薦された委員を選任するケースが多く、幅広い市民の意見が反映されていない。</p> <p>大学関係者や行政経験者等を識見を有する委員として、一部選任しているが、一般の市民の参画機会が少ない。</p> <p>一部の委員会・審議会等で委員公募制を導入しているが、市の全体の取り組みとなっておらず、今後、市全体での制度化が必要である。</p>					
計画内容	<p>①委員会、審議会等の市民公募に関する指針を策定し各担当部署への啓発を図る。</p> <p>②任期の終了や新規の委員の選出に際し、随時委員の公募を実施する。</p>					
	項目	H25	H26	H27	H28	H29
①委員公募制の推進	制度検討	随時実施	⇒	⇒	⇒	

項目名	(3)積極的な女性委員の登用				番号	5
推進課等	人権・同和対策室、関係各課					
現状と課題	<p>平成24年4月1日現在で、女性の登用率は、23.0%となっており、調査対象の32の機関のうち、女性が0の機関が10、10%未満が3、20%未満が2、30%未満が5、30%以上が12となっている。</p> <p>みやま市男女共同参画基本計画では平成31年度30%の達成を目標にしており、委員の選任の決裁を受ける際に、女性の登用を増やせない場合は、理由及び今後の登用計画の添付を義務付ける等着実な取り組みが必要である。</p>					
計画内容	①毎年4月1日現在策定の登用計画書に基づき、所管課ごとに着実に女性委員を登用し、30%の目標を達成する。					
項目		H25	H26	H27	H28	H29
①女性の登用率の向上の取り組み(30%以上)		随時実施	⇒	⇒	⇒	⇒

項目名	(4)委員重複採用の見直し				番号	6
推進課等	総務課、関係各課					
現状と課題	<p>委員等の選考は、所管課が独自に行っており、全体としての委員の重複の把握ができておらず、一部の委員の業務加重が見受けられる。</p> <p>一方委員をお願いできる方は、社会的な信用や人望があり、識者であることも重要であり、ある程度の重複は、仕方がない面もある。</p>					
計画内容	①総務課で各課の委員名簿を一元管理する等、委員重複を把握するとともに、委員業務加重の軽減のためにも、3職以上の重複任用については、随時改善に努める。					
項目		H25	H26	H27	H28	H29
①委員重複名簿の共有化による改善		名簿整備	随時実施	⇒	⇒	⇒

## 第2章 人材育成及び行政サービスの向上

### 1 職員の意識改革と能力開発

項目名	(1)みやま市人材育成基本方針の推進	番号	7			
推進課等	総務課、関係各課					
現状と課題	平成20年10月「みやま市職員人材育成基本方針」を策定し、人材育成に取り組んでいる。 福岡県市町村職員研修所研修及び定住自立圏での合同研修を活用し、職員の資質向上に努めている。 現在は、県や民間への派遣職員はいないが、今後派遣研修についても、検討する必要がある。また、国・県からの権限移譲が進められ、専門性を求められる業務が増えており、より専門的な研修の受講が必要である。					
計画内容	①人材育成基本方針に基づき、職員研修所研修及び3市合同研修に加え、権限移譲等に対応するため、専門性を持った職員の継続的な養成を図る。 ②職員の資質向上を図り、職員の知識の習得や意識の高揚を図るために、県や民間等への派遣研修を検討・実施する。					
		H25	H26	H27	H28	H29
①人材育成基本方針に基づいた研修及び専門性を持った職員の継続的な養成	随時実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
②新たな研修機会の確保	検討実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

項目名	(2)職員の自主的な市民活動への参加	番号	8			
推進課等	企画財政課、社会教育課、関係各課					
現状と課題	市民活動(まつり等保存会、消防団、公民館、サークル等)に多くの職員が一市民として参加している。 地域や家庭の事情で、参加が少ない職員も一部見受けられるが、全体を通して職員の市民活動への参画の意識は非常に高い。(アンケート結果より)					
計画内容	①市民協働や市民活動への参画に関する研修会を開催し、職員の市民活動への積極的な参画を促進するとともに、職員の実践力の養成を図る。 ②職員の市民活動への参加状況や参加意識について、また、参加意識を高めるようなアンケートを工夫し、定期的実施する。					
	項目	H25	H26	H27	H28	H29
①市民協働に関する研修会の開催	随時実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
②職員アンケートの実施			実施			実施

## 2 市民サービスの向上

項目名	(1)利便性の高い窓口業務の推進	番号	9		
推進課等	市民課、税務課、関係各課				
現状と課題	<p>情報のシステム化等により、短時間での証明書発行などサービスの向上は図られている。</p> <p>また、現在は印鑑証明書と住民票に限り、予約による土曜交付、その他証明書については郵便請求もできるなどの対応を行っている。</p> <p>市民の声として、それぞれの窓口で休日開庁及び開庁時間延長の要望があり、今後、開庁を視野に、どの範囲で対応するのか等、関係部署で検討する必要がある。</p>				
計画内容	<p>①平成26年度、延長・開庁に向け、関係部署により、開庁時間、開庁方法、開庁範囲等の検討を行う。</p> <p>②ワンストップ行政サービスの研究を実施する。</p>				
項目	H25	H26	H27	H28	H29
①開庁時間の延長(休日開庁)	検討	実施	⇒	⇒	⇒
②ワンストップ行政サービスの研究	研究	⇒	⇒		

項目名	(2)電子自治体の推進	番号	10		
推進課等	市民課、税務課、企画財政課、関係各課				
現状と課題	<p>近隣の大牟田市は平成23年度より福岡県ではじめてとなるコンビニによる証明書の発行サービスを開始しており、みやま市でも導入の検討が必要である。</p> <p>みやま市内全域での光ブロードバンド網が整備され、平成24年11月1日から利用が開始されている。これにより情報通信関係の環境は向上し、電子自治体推進に向けた通信面での環境も整ってきている。</p>				
計画内容	<p>①マイナンバー制度導入によるシステム改修と併せて自動交付機及びコンビニによる証明書発行サービスの研究・検討を平成26年度をめどに行う。</p> <p>②電子申告に関しては、平成25年度を目標に、市民税申告、法人市民税申告、償却資産、給与支払報告書等も電子申請で行えるようシステム改修を行い、市民への啓発普及を推進する。</p>				
項目	H25	H26	H27	H28	H29
①自動交付機、コンビニ交付の研究・検討	研究検討	⇒			
②電子申請・電子申告の啓発普及	システム改修	啓発普及	⇒	⇒	⇒

項目名	(3)福祉バスの利便性強化、運用改善				番号	11
推進課等	介護健康課、福祉事務所、企画財政課、関係各課					
現状と課題	<p>高齢者や障害者等交通手段に制限を受ける方々の交通手段を確保し、日常生活の利便性向上、積極的な社会参加を促すために、福祉バス4台を無料で運行している。福祉目的のバスであるため、高齢者等に配慮し、一部集落地域への巡回や、福祉センターの送迎等も行っている。</p> <p>通院等のため、朝乗車される人が多く、午後は利用が少ない。山川－瀬高間(443号線)と、高田－瀬高間(209号線)の幹線道路は利用が多いが、集落を巡回する路線は利用が少ない。</p>					
計画内容	<p>①毎年度、時刻表・運行ルート改正の際には、意見要望等を充分考慮し、今後もさらに多くの方の交通手段が確保できるよう運行の改善を図るとともに、福祉バスの利便性の周知を図るための普及啓発を行っていく。</p> <p>②さらに、コミュニティバスやデマンド交通等の有償運行について、先進事例や運行の課題等の調査研究を行う。</p>					
	項目	H25	H26	H27	H28	H29
	①利便性強化、普及啓発	随時実施	⇒	⇒	⇒	⇒
	②コミュニティバスやデマンド交通等有償運行の調査研究	調査研究	⇒			

項目名	(4)あいさつ運動の取り組みの推進				番号	12
推進課等	全課					
現状と課題	<p>みやま市では、全職員があいさつバッジを着用、始業前のあいさつ推進の呼びかけの放送やのぼり旗のカウンター設置など、「あいさつ日本一宣言都市」としての取り組みを行っている。</p> <p>しかしながら、庁舎内で、住民の方・業者・職員等すれちがう場合等のあいさつは、まだ十分とは言えず、接遇全般を含めてこれまで以上に取り組む必要がある。</p>					
計画内容	<p>①庁内に接遇向上委員会を設置し、職員のあいさつを含む接遇向上に努める。</p> <p>②「あいさつ日本一運動」を推進するための接遇マニュアルの作成を行う。</p>					
	項目	H25	H26	H27	H28	H29
	①接遇向上委員会の設置、協議	設置、協議				
	②接遇マニュアルの作成	実施				

### 第3章 定員及び給与の適正管理

#### 1 定員管理の適正化

項目名	(1)定員適正化計画に基づく定員管理				番号	13
推進課等	総務課、関係各課					
現状と課題	第1次みやま市定員適正化計画の目標のとおり、合併後の人員削減は順調に進んでいる。 みやま市は、類似団体と比較すると少ない人員で事務を行っている反面、近隣自治体との比較では、人口1,000人当たりの職員数は多くなっている。					
計画内容	①定員の適正化を図るため、第2次定員適正化計画を策定する。 ②事務事業の見直し、業務委託・指定管理者制度の推進、組織の合理化を図りながら、類似団体、近隣自治体と比較し適正な人員となるよう、第2次みやま市定員適正化計画に基づき、定員適正化を進める。					
	項目	H25	H26	H27	H28	H29
	①第2次定員適正化計画の策定	策定				
	②定員適正化計画に基づく定員管理		随時実施	⇒	⇒	⇒

#### 2 給与の適正化

項目名	(1)給与等の適正化				番号	14
事業推進課	総務課、関係各課					
現状と課題	時間外手当については、ノー残業デーや効率的な事務事業の見直し等により縮減に努めているが、ここ2、3年は、増加傾向にある。 給与は、人事院勧告を基本に国家公務員に準じて支給している。初任給・持ち家手当等、一部について県・近隣市の基準を準用し、支給をしている。 みやま市の給料表は、すべての職種において行政職一表を適用している。					
計画内容	①課内の協力体制や事務の効率化に努め、時間外勤務の縮減を図る。 ②人事院勧告に基づく給与制度の見直しを行う。 ③持家手当等の見直しを検討する。 ④初任給・技能労務職給については、県、近隣の自治体を参考に適正化に努める。					
	項目	H25	H26	H27	H28	H29
	①時間外勤務の縮減	随時実施	⇒	⇒	⇒	⇒
	②国に準じた給与の適正化	随時実施	⇒	⇒	⇒	⇒
	③手当の見直し検討	随時実施	⇒	⇒	⇒	⇒
	④初任給、技能労務職給の適正化	随時実施	⇒	⇒	⇒	⇒

## 第4章 効率的な行政システムの実現

### 1 組織の活性化

項目名	(1)組織・機構の見直し	番号	15			
推進課等	総務課、関係各課					
現状と課題	庁舎、事務所、部署が分散しており、要件により移動したり、担当部署が分かりにくい等、市民の利便性の向上が必要である。 H24年度から担当係長制を導入して、係の統合、業務の平準化を図ってきたが、職場によっては、まだ繁忙期、閑散期があり、さらなる効率化を図るための見直しが必要である。 組織の活性化を図るために、計画性をもった事業展開と進捗管理を組織内で共有する体制の確立が必要である。					
計画内容	①窓口間の横の連携を強め、手続き等が簡素でスムーズに流れる行政機構を推進する。 ②将来的な本庁・支所のあり方を検討する。 ③行政運営上の課題や懸案事項について、事業展開と進捗管理を組織内で共有し、計画的に課題解決に取り組む。					
	項目	H25	H26	H27	H28	H29
	①手続き等が簡素でスムーズに流れる行政機構の推進	随時実施	⇒	⇒	⇒	⇒
	②将来的な本庁・支所のあり方検討				検討	⇒
	③計画的事業展開と進捗管理体制の確立	随時実施	⇒	⇒	⇒	⇒

### 2 事務事業の見直しと効率化

項目名	(1)行政評価システムの改善運用	番号	16			
推進課等	企画財政課、関係各課					
現状と課題	予算ベースでの事中評価および決算ベースでの事後評価を行っており、事中評価・事後評価前に事業の棚卸を行っている。 事後評価の後は、概要報告書を議会に報告し、ホームページに評価結果を公表するとともに、外部評価委員が選定した10事業について外部評価を行っている。 部署間で入力内容の充実度に差がみられる。市民が納得するような充実した内容の評価を行うことにより、職員の事務事業への意識改革を促すツールとしなければならない。					
計画内容	①シート作成の基準を再検討し、市民にわかりやすい内容になるように明確化する。 ②行政評価システムを積極的に活用し、課題を明らかにするとともに、外部評価委員会で事業を点検する等、事業の見直しや予算編成等に活用し、その成果についてホームページ等により公表に努める。					
	項目	H25	H26	H27	H28	H29
	①評価シート作成の標準化	改善運用	⇒			
	②評価結果の予算編成への活用	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
	③外部評価と成果の公表	随時実施	⇒	⇒	⇒	⇒

項目名	(2)各種団体への事務移管、育成指導				番号	17
推進課等	社会教育課、福祉事務所、商工観光課、関係各課					
現状と課題	<p>各種団体の事務については、団体の育成を行い事務移管を進めており、引き続き育成指導を行いながら事務移管を進めていく必要がある。</p> <p>各種イベントについては、実行委員会形式で実施しているものの、その多くが事務局を市が担っており、イベントの継続の判断を含め、実行委員会事務の検討が必要である。</p>					
計画内容	<p>①各種団体事務の市の関与については、各種団体、実行委員会等の自立に向けて育成を行い、可能なものから事務移管を実施していく。</p> <p>②各種イベントについては、開催後3年をめどに継続するかどうかの判断を含め、イベントの見直し、市が行うもの、団体へ移管すべきもの等実施主体の検討を行う。</p>					
項目	H25	H26	H27	H28	H29	
①各種団体の育成、事務移管	随時実施	⇒	⇒	⇒	⇒	
②各種イベント事業の検証	検証	⇒	⇒	⇒	⇒	

項目名	(3)業務の民営化、民間委託の検討				番号	18
推進課等	総務課、学校教育課、環境衛生課、関係各課					
現状と課題	<p>社会教育施設の管理、学校用務員事務や水道施設管理、メータ検針業務等については、民間委託を行い経費の削減を図っている。</p> <p>今後とも、行政が行うべきものか、民間に委託し業務の効率化を図れるものか、サービスが低下しないか等を見極めながら、外部委託による経費節減を図る必要がある。</p>					
計画内容	<p>①現在民間委託を行っている事務について再点検し、経費の削減を図る。</p> <p>②市が行っている事務について、民営化、業務委託が可能な業務についてアンケート結果に基づき、委託可能なものから実施していく。</p>					
項目	H25	H26	H27	H28	H29	
①委託業務の見直し	随時実施	⇒	⇒	⇒	⇒	
②業務の民営化、民間委託化	検討	実施	⇒	⇒	⇒	

項目名	(4)指定管理者制度の活用検討				番号	19
推進課等	契約検査課、関係各課					
現状と課題	<p>第1次みやま市行政改革において指定管理者制度導入検討委員会を設置し、社会教育施設等複数の施設について検討を行ったが、導入のメリットが無いとの判断により、導入に至っていない。</p> <p>現在、本市の事業のうち、「道の駅みやま」に指定管理者制度を導入している。</p> <p>今後の厳しい財政状況の下、公の施設におけるサービスの向上と管理経費の削減を図るため、他の自治体での指定管理者制度導入例を参考に導入を推進する。</p>					
計画内容	①市立図書館、まいピア高田、山川市民センター、福祉施設等、指定管理者導入について可能なものから実施する。					
項目	H25	H26	H27	H28	H29	
①指定管理者制度の導入	検討	随時導入	⇒	⇒	⇒	

項目名	(5)外郭団体等の運営改善	番号	20		
推進課等	農林水産課、建設課、福祉事務所、商工観光課				
現状と課題	外郭団体などの行政からの支援を必要とする団体については、自主的・自立的運営に向けた経営体質の強化など運営の適正化を進める必要がある。 事務経費の縮減と効率的な運営を図るため、瀬高土地改良区、高田土地改良区、山川土地改良区の合同事務所設置が必要である。				
計画内容	①外郭団体との協議を行い、自主的・自立的運営に向けた経営体質の強化に努める。 ②高田土地改良区、山川土地改良区の効率的な事務運営のために、合同事務所の一本化の協議を進め、事務の効率化に努める。				
項目	H25	H26	H27	H28	H29
①外郭団体の経営体質強化	随時実施	⇒	⇒	⇒	⇒
②合同事務所の設置	調整	⇒	設置		

項目名	(6)効果的な広域行政の推進	番号	21		
推進課等	環境衛生課、関係各課				
現状と課題	清掃センターの施設更新において、柳川市と施設を集約しごみ処理を共同処理するための協議を行っている。 また人口の減少、市民ニーズの多様化、厳しい地方財政状況を踏まえ広域行政推進について検討が必要である。				
計画内容	①ごみ処理施設や葬斎施設の整備など、行政運営の効率化に向け、共通課題への対応について近隣市との連携を推進する。 ②近隣自治体と利害関係が一致する事務について、広域事務組合設置について可能性を研究する。				
項目	H25	H26	H27	H28	H29
①ごみ処理施設の広域運営	基本計画	施設計画	基本設計	用地造成	建設工事
②広域事務組合設置の研究	研究	⇒			

## 第5章 健全な財政運営

### 1 補助金の見直し

項目名	(1)補助金のあり方検討	番号	22		
推進課等	企画財政課、関係各課				
現状と課題	合併後、土地改良区の償還補助金の減額等により、全事業で約1億5千万円の減額となっている。 現下の厳しい財政事情を鑑み、補助金等の公益性や費用対効果の観点から引き続き検討を行う必要がある。				
計画内容	①補助金調書を活用し、補助金審査委員会などの第三者委員会で費用対効果等を検証し、予算編成の参考にする。				
項目	H25	H26	H27	H28	H29
①第三者委員会による補助金のあり方検証	調書作成	検証	⇒	⇒	⇒

## 2 適正な物件費の実現

項目名	(1)物件費の節減	番号	23			
推進課等	契約検査課、企画財政課、関係各課					
現状と課題	<p>公共施設の清掃、警備等の委託契約の一元化を進め、H19から比較すると約6%の縮減を図ってきた。</p> <p>コピー用紙他一部消耗品については、入札等により一括購入を行っている。</p> <p>現在の公用車の多くを原課管理としており、稼働率が低いケースが見受けられる。</p>					
計画内容	<p>①消耗品の一括購入を推進し、各課の消耗品支出を縮減する。</p> <p>②限られた予算の中で、職員ひとり一人がコスト意識を持ち、物件費の縮減を念頭に置いた予算の執行に努める。</p> <p>③公用車の原課管理を部単位管理に改め、稼働率を向上させ公用車の削減を図る。</p>					
	項目	H25	H26	H27	H28	H29
	①消耗品の一括購入	随時実施	⇒	⇒	⇒	⇒
	②コストを意識した物件費の節減	随時実施	⇒	⇒	⇒	⇒
	③公用車の配車調整による削減	随時実施	⇒	⇒	⇒	⇒

## 3 身の丈に合った予算の実現

事業名	(1)事業の選択と重点化	番号	24			
事業推進課	企画財政課、関係各課					
現状と課題	<p>普通建設事業は、光ファイバー網整備、市営住宅建設、統合小学校建設など近年増加傾向にある。</p> <p>地方交付税の合併算定替が平成28年度から段階的に削減され、平成33年度に一本算定となり財政収支が厳しくなる。</p> <p>普通建設事業は、必要性、緊急性及び費用対効果の高い事業等を検討し、計画的に実施する必要がある。</p>					
計画内容	<p>①新規の大規模事業については、事前評価制度を活用し優先順位を付ける。</p> <p>②財政健全化計画を策定し、それを基に予算編成を行い、健全な財政運営に努める。</p>					
	項目	H25	H26	H27	H28	H29
	①事前評価制度の実施	事前準備	実施	⇒	⇒	⇒
	②財政健全化計画の策定		策定	活用	⇒	⇒

項目名	(2)予算の枠配分方式の検討				番号	25
推進課等	企画財政課、関係各課					
現状と課題	<p>従来、予算編成は、一件審査により編成している。          今後、交付税の合併算定替が無くなり、厳しい財政状況になることが予想される。          一方、行政サービスへの住民の要求はますます多様化しており、事業の取捨選択が重要になってくる。</p>					
計画内容	①枠配分方式のメリット・デメリットを検証し、みやま市に合致した枠配分方式、新しい予算編成方式を検討し、実施する。					
項目		H25	H26	H27	H28	H29
①枠配分方式による予算編成		検討	試行	実施	⇒	⇒

#### 4 自主財源の確保

項目名	(1)有料広告物、手数料の見直し				番号	26
推進課等	関係各課					
現状と課題	<p>現在有料広告は、広報、ホームページ等で行っている。          住民票や印鑑登録などの手数料について、近隣市と比較し低いグループに位置する。</p>					
計画内容	<p>①公用車及び水道検針票等への有料広告掲載を進める。          ②住民票や印鑑登録などの手数料については、コンビニ証明書発行や自動交付機の導入、近隣市の動向など見直しのタイミングを計りながら検討する。</p>					
項目		H25	H26	H27	H28	H29
①有料広告掲載の推進		随時実施	⇒	⇒	⇒	⇒
②手数料の見直し		調査検討	⇒	⇒	⇒	⇒

項目名	(2)未利用財産の有効活用				番号	27
推進課等	契約検査課、関係各課					
現状と課題	<p>市が所有する財産には、社会経済情勢の変化により未利用地となっている物件等がある。          未利用物品はYahoo官公庁オークションにより入札を行っている。未利用市有地については広報、市HPを通じ周知し、一般競争入札により売払いを行っている。          未利用市有財産については今後も売却、貸付などを行っていく必要がある。</p>					
計画内容	①未利用市有財産の有効活用及び自主財源の確保の観点から引き続き売却、貸付を行っていく。					
項目		H25	H26	H27	H28	H29
①未利用財産の売却・有効活用		随時実施	⇒	⇒	⇒	⇒

項目名	(3)税・使用料等の収納率の向上及び滞納整理の強化				番号	28
推進課等	税務課、関係各課					
現状と課題	市税未納者への対策については、督促、催告等の文書催告のほか、電話催告及び夜間徴収を実施している。また、納付が困難な者には、納税相談に応じている。市税のほか、保育料、市営住宅使用料、水道料などについても未納がある。					
計画内容	①市の主要な自主財源である市税等については、納期内納付の推進や納税意識の啓発を行うとともに、滞納整理の強化を進める。 ②徴収体制を充実させ、徴税コストの抑制も考慮しながら、市税にとどまらず、保育料や各種使用料等についても、公平性の観点から収納率の向上を図る。					
	項目	H25	H26	H27	H28	H29
	①収納対策の強化	随時実施	⇒	⇒	⇒	⇒
	②市税・使用料等の収納率の向上	随時実施	⇒	⇒	⇒	⇒

事業名	(4)入札及び契約方法の見直し				番号	29
推進課等	契約検査課、関係各課					
現状と課題	条件付き一般競争入札の試行(1000万円以上対象36件の内4件)を行っており、この内、総合評価方式を3件実施(簡易型2件、特別簡易型1件)している。 工事請負契約の入札については、予定価格・最低制限価格の事前公表を行っている。					
計画内容	①設計額が1,000万円以上の工事について、条件付き一般競争入札を本格実施する。 ②工事の品質の確保、技術力に優れた業者による競争を推進するため、工事成績評定制度を導入する。 ③郵便・電子入札制度導入を検討する。					
	項目	H25	H26	H27	H28	H29
	①条件付き一般競争入札の実施	検証	実施	⇒	⇒	⇒
	②工事成績評定制度の導入	整備	導入	⇒	⇒	⇒
	③郵便・電子入札制度の導入	検討	⇒			

5 公営企業等の健全化

項目名   (1)上水道の普及促進		番号		30		
推進課等		上下水道課				
現状と課題	<p>全市の水道普及率は79.5%であり、給水区域内の普及が進んでいない。旧町ごとの普及率は、瀬高(78.9%)、高田(92.5%)、山川(47.3%)である。</p> <p>水道事業安定化のため、水道ビジョンに基づき老朽施設の更新・改良、水道料金の適正化を進めている。</p> <p>今後更に、普及率の向上を図るとともに、安定供給のため、基幹施設の耐震化・老朽施設の更新・改良、受水量の効率的利用・配水管網のデジタル化、財政面の安定化のため、料金の適正化・職員数の適正化等の課題がある。</p>					
計画内容	<p>普及率が低い、瀬高・山川地区の普及率向上に努める。</p> <p>①山川地区：H29 70%</p> <p>②瀬高地区：H29 85%</p> <p>※比較的普及率の高い、高田地区についても、更なる普及向上に努める。</p>					
項目		H25	H26	H27	H28	H29
①上水道普及率目標(山川地区)		50%	55%	60%	65%	70%
②上水道普及率目標(瀬高地区)		81%	82%	83%	84%	85%

項目名   (2)下水道の普及促進		番号		31		
推進課等		上下水道課				
現状と課題	<p>本市の下水道普及率は汚水処理人口17,648人、43.0%で、接続率は上長田公共下水87.3%、農集排72.3%、流域下水道52.8%である。</p> <p>流域関連下水道の整備状況はH23で42.3h、整備率14.6%であり、最終年度のH37に向け整備を行う計画である。</p> <p>整備済地区の下水道接続率を上げ、使用料収入の増収を図り経営の安定化を図る必要がある。</p> <p>一般会計からの繰入状況はH23で生活排水処理事業特会92,600千円、農集排特会28,930千円、公共下水特会109,300千円で、今後も一般会計からの繰入による運営が必要となっている。</p>					
計画内容	<p>①流域関連下水道の整備を進め、水洗化人口の増加を図る。</p> <p>②浄化槽の設置を進め水洗化人口の増加を図る。</p>					
項目		H25	H26	H27	H28	H29
①流域関連下水道・公共下水道水洗化人口(目標)		1,658人	1,798人	1,938人	2,078人	2,218人
②浄化槽水洗化人口(目標)		15,688人	16,378人	17,068人	17,758人	18,448人



# 資料編

## 行政改革大綱策定の経緯

### ■行政改革推進本部会議

第1回	平成24年 7月4日	推進本部の設置について他
第2回	平成24年11月2日	行政改革大綱（素案）について

### ■行政改革推進本部幹事会

第1回	平成24年 6月26日	幹事会、作業部会の設置について他
第2回	平成24年10月23日	行政改革の見直し項目の協議について他
第3回	平成24年10月30日	行政改革大綱（素案）協議他
第4回	平成24年11月27日	行政改革大綱（修正）について他
第5回	平成24年12月21日	答申（付言事項）について他
第6回	平成25年 2月22日	行政改革大綱（最終案）について他

### ■行政改革推進委員会

第1回	平成24年10月15日	委嘱状交付他
第2回	平成24年11月12日	大綱策定にあたって他
第3回	平成24年11月19日	行政改革大綱案審議（定員及び給与の適正化）他
第4回	平成24年11月26日	行政改革大綱案審議（健全な財政運営）他
第5回	平成24年12月17日	行政改革大綱の修正案について他
第6回	平成24年12月25日	行政改革実施計画（案）の修正について他
答 申	平成25年 1月 7日	第2次みやま市行政改革大綱（案）について

### ■行政改革推進本部作業分科会

平成24年 7月11日 }	事務改善分科会	8回開催
	組織分科会	8回開催
平成24年 9月26日	財政分科会	7回開催

### ■パブリックコメント

平成25年1月15日～平成25年2月14日

## みやま市行政改革推進委員会規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、みやま市附属機関の設置に関する条例（平成19年みやま市条例第27号）第3条の規定に基づき、みやま市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、市の行政改革の推進に関する重要事項を調査審議する。

2 委員会は、市の行政改革の進捗状況について報告を受け、必要な助言を行う。

### (組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、市政について識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、第2条に規定する事務が終了したときは、そのときまでを任期とする。

### (委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故がある場合は、あらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部企画財政課において処理する。

### (その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

#### 附 則

この規則は、平成19年1月29日から施行する。

#### 附 則（平成22年3月23日規則第8号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

## 第2次みやま市行政改革推進委員会委員名簿

役職名	氏名	選出団体等
委員長	荒巻隆伸	みやま市議会
委員長代理	西山安昭	識見を有する者
委員	川口正宏	みやま市議会
	井手敏夫	みやま市議会
	大田黒誠之	みやま市区長会
	河野恵	南筑後農業協同組合
	小川静子	みやま市商工会
	大城和記	山門青年会議所
	木庭誠	勤労者団体
	早川京子	みやま市教育委員会
	東原武徳	みやま市農業委員会
	石井美枝子	みやま市文化協会
	角ミツエ	みやま市体育協会
	成清耕一	一般公募
松藤隆幸	一般公募	

24 み企企第 473 号  
平成 24 年 11 月 12 日

みやま市行政改革推進委員会  
委員長 荒 卷 隆 伸 様

みやま市長 西 原 親

## 第 2 次みやま市行政改革大綱について（諮問）

みやま市行政改革推進委員会規則第 2 条第 1 項の規定により、下記事項について貴委員会の意見を求めます。

### 記

1. 第 2 次みやま市行政改革大綱（案）について

平成 25 年 1 月 7 日

みやま市長 西原 親 様

みやま市行政改革推進委員会

委 員 長 荒 卷 隆 伸

委員長代理	西 山 安 昭
委 員	石 井 美 枝 子
委 員	井 手 敏 夫
委 員	大 城 和 記
委 員	大 田 黒 誠 之
委 員	小 川 静 子
委 員	川 口 正 宏
委 員	河 野 恵
委 員	木 庭 誠
委 員	角 ミツエ
委 員	成 清 耕 一
委 員	早 川 京 子
委 員	東 原 武 徳
委 員	松 藤 隆 幸

## 第 2 次みやま市行政改革大綱（案）について（答申）

平成 24 年 11 月 12 日に市長より第 2 次みやま市行政改革大綱（案）について諮問を受けた本委員会は、地方を取り巻く行財政環境の厳しさを踏まえて慎重な審議を重ね、下記のとおり意見をとりまとめましたので、ここに答申いたします。

### 記

#### 1. 第 2 次みやま市行政改革大綱（案）について

戦後からバブル時代にかけて築かれた我が国の雇用や年金制度などの現代社会システムの多くは、経済不況と著しい少子高齢化の進展による社会不安の影響を受け、新たな道筋を導くための再設計が必要な時期を迎えていると言える。加えて、公共インフラ、公共施設の多くは更新期を迎えており、その対応は国や地方自治体における共通の課題と考えられる。また、社会システムの疲弊に加えて東日本大震災及び東京電力福島第一

原子力発電所の事故などの影響により日本経済の状況は大変厳しく、景気の好転は当面見込めない状況にある。

このような厳しい社会経済状況のなか、本市においても、人口の大幅な減少や急速な少子高齢化の進展、増え続ける社会保障費への対応、東日本大震災・九州北部豪雨災害を踏まえた災害対策の強化等、取り組むべき行政課題は山積し多岐にわたっている。

その一方で、平成 28 年度から地方交付税の合併算定替によるメリットが段階的に削減され、平成 33 年度に一本算定となり大幅に減額する等、今後とも厳しい財政状況が予想される。

第 2 次みやま市行政改革では、持続可能な財政運営を維持しつつ、本市がかかえる諸課題に対応した政策を展開するとともに、より質の高いサービスを効果的・効率的に提供するための行財政改革の取り組みが重要となっている。

この度諮問された第 2 次行政改革大綱（案）は平成 25 年度を初年度とする 5 年計画であり、ここに示された改革の内容は、市民が主役となる協働のまちづくりを推進するとともに、更にスリムで効率的な行政機構を構築し、持続可能な財政基盤の確立を目指すものとなっており、今後本市が推進すべき行政改革の指針として概ね妥当な内容であると認める。

なお本委員会の審議過程で出された意見を以下のとおり付言するものであるが、行政改革の推進にあたっては、職員それぞれがコスト意識を持ち、スピーディーにその実現を目指しながら、併せて市の財政状況や行政改革の取り組みに対する市民の理解に努め、真に実効性のある改革となるよう最大限の努力を要請するものである。

## 2. 付言事項

### (1) 市民参画型行政の推進

- 自主防災組織の育成と連携推進については、組織率 100% に向け、スピード感をもった取り組みを行うこと。
- まちづくり協議会の拡大については、旧町間のまちづくりへの温度差も踏まえた上で、検証・検討を行い、市全体で取り組める仕組みを構築すること。

### (2) 人材育成及び行政サービスの向上

- みやま市人材育成基本方針の推進については、専門性を持った職員の育成を念頭に置いた人事異動を行うこと。
- 利便性の高い窓口業務の推進については、出来るだけ早い時期に時間外・休日の庁舎窓口開庁について検討を行うこと。

**(3) 定員管理及び給与の適正管理**

- 給与等の適正化については、県、近隣の自治体の状況にこだわらず、みやま市独自の見直しや適正化に努めること。

**(4) 効率的な行政システムの実現**

- 組織・機構の見直しについては、市民の利便性を図る観点から、農林水産課と農業委員会の庁舎の分散解消を念頭に置いた見直しを検討すること。

**(5) 健全な財政運営**

- 補助金のあり方については、補助金団体の実績報告等に基づき、活動状況や繰越金の状況等を把握するとともに、公益性・効率性の観点からチェックを徹底し、補助金の適正化に努めること。

**全体的事項**

- 行政改革の大きなテーマである財政問題については、市民協働の立場から今後予想される厳しい財政状況等について市民との情報の共有化に努めること。
- 行政改革の実施にあたっては、定期的な進捗管理に努め、その状況を広く市民に公表すること。
- 人口の減少は、地域の活性化や財政問題に大きく影響するため、定住人口の増加施策を考慮した行政推進に努めること。



## 第2次みやま市行政改革大綱

平成25年3月発行

■編集・発行 みやま市総務部企画財政課  
〒835-8601  
福岡県みやま市瀬高町小川5番地  
TEL : 0944-64-1504  
FAX : 0944-64-1507  
URL : <http://www.city.miyama.lg.jp>